

UAEにおけるこんにゃく加工品プロモーション業務委託仕様書

1 本業務の目的

群馬県農畜産物輸出推進機構（以下、「本機構」という。）では、日本食の需要と健康志向が高まっているUAEにおいて、こんにゃく加工品のプロモーションに取り組んでいるところである。本業務においては、日本食に興味のある消費者や現地の健康志向層をターゲットとし、こんにゃく加工品の認知拡大に向けて現地飲食店でのプロモーションを実施し、こんにゃくの認知度向上を図るとともに商流構築に繋げる。また、現地飲食店へのヒアリングを通じた販売可能性調査を実施することで、今後の継続取引の動向をみる。

2 業務の名称

UAEにおけるこんにゃく加工品プロモーション業務

3 委託期間

契約締結日～令和6年3月21日（木）

4 業務の内容

【こんにゃく加工品プロモーション】

（1）開催時期

令和6年1月～2月のうち2週間程度。プロモーション実施日は本機構と調整の上決定すること。

（2）開催場所

ドバイ市内レストラン2店舗以上（別系列の店舗とすること）。なお、うち1店舗（1系列）は本機構が指定する店舗での実施とすること。

（3）指定食材（品目）

こんにゃく加工品

※本機構が別途公募する商品のうち、本事業趣旨に合致する2商品以上を使用すること。

なお、商品選定については、プロモーション実施店舗の意向も踏まえ、本機構と調整の上決定すること。

（4）指定食材の調達

以下ア～オについて、機構から受託者に支払う委託費の中で対応すること。

ア 食材の調達方法は受託者自身で確保すること。

イ 輸出時及び現地販売時に必要とされるアラビア語ラベルの作成を行うこと。

ウ 通関や検疫に係る手続等を実施すること。

エ 県内事業者から現地飲食店への輸送手配を行うこと。

オ 必要に応じて、現地で検品等を行うこと。

（5）メニュー等

ア 上記（３）で指定するこんにゃく加工品を使用したメニューを２種類以上開発し、飲食店で販売すること。

イ メニュー名には、「Konjac」を入れること。

ウ メニューには、こんにゃくのPR文を記載するなど、消費者にこんにゃくを知ってもらう仕掛けを行うこと。

エ プロモーション期間中は、「Konjac」、「群馬」等のPRを行う店内装飾（ポスター等）を行うこと。PR用装飾物の作成費用も委託費に含める。

（６） アンケート実施

消費者向けにこんにゃくを使用したメニューの味、価格、改善点等のアンケートを実施する。アンケート実施手法については、電子方式を推奨する。

※２店舗併せて合計５０件以上のアンケート回答を得られるよう飲食店と調整を行うこと。

（７） フォローアップ

ア プロモーション実施店舗からのヒアリング

プロモーション終了後、店舗からヒアリングを行い、課題や今後の販路拡大に向けた可能性等について聴取すること。

イ 商談の実施

プロモーション終了後、こんにゃく加工品の継続取引につながるよう継続取引に向けた商談をこんにゃく事業者１社につき、１回以上実施すること。（オンライン可）

○商談会参集者（想定）

：現地飲食店、現地輸入事業者、日本国内輸出事業者、県内事業者、受託者、本機構

○実施時期：令和６年３月中旬までに実施すること

ウ 報告会の実施

プロモーションに参加した県内事業者に対して、令和６年３月中旬までに報告会を事業者ごとに開催すること。

（８） その他

ア プロモーション終了後もこんにゃく加工品の継続取引につながるよう企画段階から輸出・輸入業者や卸業者、レストラン等との関係構築に努めること。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本イベントが中止になる可能性を考慮し、中止の際には代替事業を実施すること。また、代替事業の想定をしておくこと。

ウ 当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

【SNS等を通じた広報宣伝】

（１） 実施期間

こんにゃく加工品プロモーションの実施期間前又は期間中に効果的なタイミングや内容を考慮し実施すること。

（２） 媒体

本事業のターゲット層に訴求力の高い媒体を選定し提案すること。媒体名（媒体接触者数、

ページビュー数、インプレッション数等の客観的な数値を含む) 及び広報手法(リスティング広告、インフルエンサー活用等の具体例) を提案書に記載すること。

(3) 内容

飲食店におけるこんにゃく加工品プロモーション(メニュー提供) の周知及びこんにゃく加工品の知名度向上に結びつく内容とすること。広告素材の制作も業務に含むものとする。

【ヒアリングを通じた販売可能性調査】

(1) 実施時期

令和6年1月～2月のうち2日から3日間程度。本機構事務局員の現地渡航に合わせて実施するため、実施日は、本機構と協議の上決定すること。

(2) 実施場所

UAE・ドバイ市内に位置し、こんにゃく加工品の需要が見込まれる飲食店・小売店3店舗以上

(3) 品目(指定食材)

こんにゃく加工品

※本機構が別途公募する商品のうち、本事業趣旨に合致する2商品以上。なお、商品選定については、本機構と調整の上決定すること。

(4) 指定食材の調達等

上記【こんにゃく加工品プロモーション】「(4) 指定食材の調達」に同じ。

(5) ヒアリング(商談)の実施

実需者向けに上記「(3) 品目(指定食材)」の味、価格、改善点等のヒアリング(商談)を実施する。県内事業者が日本からの参加を希望した場合には、オンラインによる参加を調整すること。また、ヒアリング(商談)後、必要に応じて現地飲食店、県内事業者、受託者、機構で打合せを実施すること(オンライン可)。

現地でのヒアリング(商談)について、本機構事務局員の交通手段の手配は不要とするが、同行する通訳(ガイド)の費用は委託費に含めること。

【市場調査】

(1) 実施時期

令和6年1月～2月のうち2日から3日間程度。本機構事務局員の現地渡航に合わせて実施するため、実施日は、本機構と協議の上決定すること

(2) 調査先選定

こんにゃくの需要拡大に取り組むにあたり、市場調査先としてふさわしい店舗(小売店、飲食店等)の提案を幅広く行うこと。(交通手段の手配等は不要)

【その他(自由提案)】

(1) 自由提案

その他本事業の目的を達成するために効果的と思われる提案がある場合は、委託費上限の範囲内で自由提案内容を提案書に含めることができる。提案にあたっては、目的、ターゲット及び効果を明確にし、具体性があり実現可能な提案とするよう留意すること。

6 成果物

下記のとおり、成果物を納品すること。

(1) 成果物

ア 業務実施報告書（電子データ）

＜記載内容＞

- ・業務完了年月日
- ・各業務内容についての実施内容
 - ア) 実施店舗
 - イ) 購入者の人数・属性
 - ウ) メニュー
 - エ) 指定食材の使用量及び調達先
 - オ) アンケート結果
- ・委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- ・プロモーション、販売可能性調査の活動記録写真
- ・開発レシピの詳細（調理手順、写真、使用調味料等）
- ・商談結果、継続取引状況、販売可能性調査結果
- ・実施費用内訳
- ・その他本業務に関連するもので、本機構が指示する内容

イ 本業務に関連して作成・記録した画像データ等一式を収納した電子媒体

※USB は不可とし、CD-R 等とすること。

(2) 納品期限

令和6年3月21日（木）

8 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で開発した成果物の著作権及び使用権は、受託者に留保されるもの（受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、本機構に帰属するものとする。成果物は、本機構及び群馬県に提供し、本機構及び群馬県が県ホームページなどで広く公開できるものとする。

また、受託者は、本業務で本機構に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようすること。

(2) 秘密保持

本業務で知りえた業務上の秘密は、保持しなければならない。本業務に関し、受託者が機構から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) その他

- ア 本機構と十分協議を行いながら事業を進めること。
- イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。